



# 獨逸交通取締規則（一）

## 多田基

獨逸に於ける道路取締交通規則 (Strassenverkehrs-Ordnung) は一九三七年八月十日に制定され、一九三七年十一月十三日から實施されたが、この規則は一九〇九年五月三日の自動車交通に關する法律の第六條及第一十七條に基づいてゐる。

自動車化獎勵は總統並に宰相たるヒトラーの確立せる目標である。道路交通に於ける車輛、就中自動車の著増と共に歩行者をも含めての全交通關係者の純粹なる共同體は、

交通原則の不斷の改善の爲めに構成されねばならぬ。これが前提と爲ることが、此の規則の目的である。此の規則は、その時々に生ぜる結果を斟酌することなく、經驗上他の交通關係者を危險に陥らしめる如き違犯行爲を所罰するものである。然のみならず、該規則は第一條に道路交通に於ける行爲の根本的規則を掲げてゐる。而して該一條は、同時に個々に規定されざる總べての場合に對する處置の法的根據となつてゐる。蓋し該規定は、交通が危險に陥り又

は他人が傷害を受け又は不可抗力以上に妨害を蒙る如き總

モノトナス。

べての行動を所罰するが故である。全交通關係者の共同體の形成を促進するものは、個々の場合に於ける細則の適用

(二) 交通取締ノ爲メノ警察官ノ合圖ハ次ノ如キ意味ヲ有ス。

に非ずして、交通規則の目標に合致する處置にして、道路交通の秩序と安全及利便とに責任を有する官廳及官吏と協力し全交通關係者相互間に於いて之に努むべきである。

## A 一般規則

### 第一條

#### 道路交通ニ於ケル行動ノ根本的規則

公的道路交通ノ全關係者ハ、交通ヲ妨害セザルオウ行動スベシ。更ニ交通關係者ハ他人ニ傷害ヲ加ヘ又ハ不可抗力以上ノ妨害ヲ加ヘザルヤウ行動スベシ。

### 第二條

#### 警察官及色彩信號ニ依ル交通取締

(一) 警察官ノ指圖及合圖ハ嚴守スペシ。之ハ一般交通規則及公的交通信號ヲ以テ示ス地域的特別規則ニ優先スル

黃色

一、交通方向ニ於ケル手招キハ……「進メ」  
二、片手ヲ高ク上グル時

交通關係者ニ對シテハ

前以テ遮断セラレタル方向ニハ……「注意」  
前以テ交通自由ナル方向ニハ……「停止」

交叉點ニアル者ニ對シテハ……「交叉點ヲ去レ」

三、片腕又ハ兩腕ヲ横ニ延バス時

交通方向ヲ横切ルト……「停マレ」

交通方向ニ向クト「進メ」

該合圖ハ所定ノ方法ニテ示サレザル時ト雖モ、警察官ガ基本的姿勢ヲ保テル限り有效ナリトス。

(三) 色彩信號ヲ使用セル時ハ次ノ如キ意味ヲ有ス。  
青色……「進メ」

## 交通關係者ニ對シテハ

(一) 施設ノ型態、色彩、大キサ並ニ場所及種類ニ依リ

前以テ遮断セラレタル方向ニハ……「注意」

前以テ交通自由ナル方向ニハ……「停止」

交叉點ニアル者ニ對シテハ……「交叉點ヲ去レ」

赤色……「停マレ」

(四) 「進メ」ノ合圖ニ依リテ左ヘ曲折シ得ルモ、之ガ爲メ自由トナレル交通ガ、反對ヨリ來ル車輛及軌道車輛ニ依リテ妨害セラレザルコト要ス。曲折スル車輛ヘ步行者ニ對シ、步行者ヘ曲折スル車輛ニ特ニ注意スベシ。

(五) 「交叉點ヲ去レ」ノ合圖ニ依リ、交叉點ニアル車輛ハ交叉點ヲ去ルベシ。

(六) 「停マレ」ノ信号ノ出テイル間ニ於イテモ、歩道ニアル步行者ヘ曲折シ得ルモノトス。

## 第三條

## 交通信號ト交通施設

(一) 公的信號及其ノ他ノ公的交通施設（後記、施設第一）ニ依リ爲サレル命令ハ嚴守スベシ。

(二) 施設ノ型態、色彩、大キサ並ニ場所及種類ニ依リテ交通信號及施設ノ混亂、並ニ之等ノ作用ヲ妨害スル事無アル總ニユル種類ノ施設ハ公道上ニ設置スペカラズ。交通信號ニ關聯セル商業廣告ハ禁ズ。

(三) 交通信號ガ設置セラル、道路ノ交通信號ノ設置及維持ノ義務ヲ有スル者ハ、道路建設負擔者トナス。標識ニ依ル平面交叉ノ明示ニ關シテハ特別ナル決定及協定ヲ行ヒ得ルモノトナス。尙又費用ノ支出ニ關シテモ之ヲ行ヒ得ルモノトス。建設場及建設工事ニ因ル迂回交通ノ標示ハ建設及工事責任者ノ義務トナス。

(四) 交通信號ノ種類及設置場所ニ關スル決定ハ交通警察署ノ爲スベキモノトス。但シ疑ヒアル場合道路建設負擔者及交通關係者團ヨリ選ベル専門家ノ意見ヲ聽取スルモノトス。

(五) 公道ニ於ケル交通信號及施設ノ設置ガ警察ノ配慮及工事場ノ所有者ハ必要ナル裝置ヲ設クベキ義務ヲ有ス。

若シカ、ル措置ニ依リ當該者ニ損害ガ生ジ、損害自體ノ負擔ヲ當該者ニ要求スルコトノ不當ナル場合ハ、當該者ノ損害賠償ヲ認ムルコトヲ得。損害賠償ノ額ニ就イテハ交通警察署之ヲ決定シ、不平アル場合ハ之ニ次グ上位ノ行政官廳ガ最後ノ決定ヲ行フモノトス。

#### 第四條

##### 交 通 制 限

(一) 交通警察署ハ、交通ノ安全及利便ノ理由ヨリ一定道路ノ使用ヲ警察命令ニ依リ制限シ又ハ禁止シ得ルモノトス。該命令ハ、公定ノ交通信號ノ設置ニ依ツテ行フモノトス。

(二) 公道ガ通常交通以上ニ必要トセラル、ハ、交通關係者ノ數又ハ急行ノ爲メ一般的の交通使用制限ヲ要スル如キ特別ナル使用、特ニ容積ノ大ナル又ハ過重ナル物品ノ運輸並ニ公道向ケノ放送ヲ行フラウド・スピード・カーノ設置ノ場合ナス。

#### 第六條

(三) 道路ノ保護ニ關スル條件ヲ提出スベキ場合ハ、許可以前ニ於イテ道路監視廳(市街鐵道警察署)及道路建設義務者ノ意見ガ聽取サレルモノトス。

##### 道 路 上 ニ 於 ケ ル 交 通 訓 練 方 法

(一) 時速四〇軒以下ノ速度制限ハ、個々ノ道路ニノミ命令シ得ルモ全地域ニ命令シ得ザルモノトス。

(一) 交通規則ヲ嚴守セザル者ハ、交通警察署又ハ之ノ委託ヲ受ケタル官吏ノ召喚ニ依リ、道路交通ニ於ケル行動訓練ヲ受クベキ義務ヲ有スルモノトス。

(一) 通常交通以上ニ公道ヲ使用スル時ハ警察ノ許可ヲ必要トナス。  
公道ノ特別使用  
第五條  
(一) 通常交通以上ニ公道ヲ使用スル時ハ警察ノ許可ヲ必要トナス。

## B 車輛交通

### 一、一般車輛交通

#### 第七條

##### 車輛ノ運行

(一) 總ベテノ車輛又ハ聯結セル總ベテノ車輛列ニハ、  
車輛ノ運行ニ適セル運轉者ガ存在スペキモノトス。運轉者  
ハ、車輛(車輛列)ノ牽引力及載貨ニ關シ規定ニ從フヤウ  
取計フベシ。車輛管理者ハ、該車輛ノ牽引力及積載量ニ關  
シ規定ニ從ハザルヲ知レル場合、運轉ヲ命ジ又ハ之ノ許可  
ヲ與ヘルヲ得ズ。車輛ノ交通安全ヲ著シク阻害スペキ故障  
ガ運行途中ニ於イテ生ジ之ヲ直チニ除去シ得ザル場合、該  
車輛ヲ最短距離ノ道路ヲ經テ交通ヨリ引キ上グベキモノト  
ス。

(二) 交通取締規則違犯ノ爲メ、車輛運轉者ヲ確定シ得  
ザル場合、交通警察署ハ一臺又ハ數臺ノ車輛ニ對シテハ車

輛管理者ニ運輸帖ノ記帳ヲ命ジ得ルモノトス。運輸帖ハ一  
定ノ車輛及其レノ運行ニ對シ該車輛ノ運轉者ガ誰ナルカヲ  
明確ニ證明セザルベカラズ。必要ナル記入ハ、運輸終了後  
遲滯ナク行フモノトス。運輸帖ハ監督官吏ノ要求ニ應ジテ  
提出スペキモノトス。

(三) 車輛運轉者ハ運轉ニ際シ適當ナル注意ヲ拂フ義務  
ヲ有ス。運轉者ガ車輛ノ上又ハ車輛ノ側ニアル時ハ、十分  
展望シ得ル席ヲ選ブベシ。運轉者ガ旅客及物品ヲ自己ノ側  
ニ同乗セシメ又ハ積載シ得ル場合ハ、之等ノ旅客及物品ガ  
彼ノ車輛運轉ニ障害ヲ與ヘザル時ニ限ルモノトス。

(四) 車輛ノ載貨ガ、運轉者ノ前方ニ於ケル視野ヲ妨ゲ  
ズ、暗黒又ハ濃霧ニ於イテ前角燈又ハ後尾燈ニ依ル明示ガ  
遮エギラレザル場合ニ限り、車輛ヲ運行シ得ルモノトス。

#### 第八條

##### 車線ノ使用

(一) 車輛運轉者ハ、各車輛種類ニ對シ特別ナル道路又  
ハ道路部分ノ使用ガ定メラレザル限リ車線ヲ使用スペシ。

乗客ノ筋力ニ依リ運行スル病人用車輛ハ歩道ヲ使用シ得ルモノトス。

(五) 三種又ハ之以上ノ分離セル車線ヲ有スル道路ニ於イテハ、自動車ノミガ中央車線ヲ使用スルモノトス。

(二) 特別ナル事情ノ生ゼザル限り、車輛運轉者ハ車線

### 第九條

ノ右側ヲ運行スペシ。左側ノ使用ハ追越しノ爲メニノミ使

速度

用スペシ。緩徐行ノ車輛運轉者ハ、常ニ車輛ノ最右側ヲ運行スペシ。展望ノ利カザル路線ニ就イテハ、總ベテノ車輛運轉者ハ車線ノ最右側ヲ使用スペシ。此ノ項ノ規定ハ車線上ノ交通ガ一方向ニノミ決定サレタル道路ニモ適用セラルモノトス。(一方交通道路)

(三) 他ノ道路ニ曲折スル場合、右折ニ於イテハ小廻リヲ、左折ニ於イテ大廻リヲ爲スペシ。右折セントスル者ハ、車輛ヲ豫メ出來得ル限り右側ニテ、左折セントスル者ハ出来得ル限り左側ニテ、車輛ノ曲折ノ配置ヲ行フベシ。

(四) 同種ノ車線ヲ二ツ有スル道路ニ於イテハ、車輛ハ

ソノ進行方向ノ右側ニアル車線ヲ使用セザルベカラズ。車

避讓ト超越シ

### 第十條

線ハ規定ノ方向ニ於イテハ一方交通道路ノ適用ヲ受ケルモノトス。

(一) 避讓ハ右側ニテ、追越しハ左側ニテ行フベシ。超越シノ間、追ヒ抜カレル車輛運轉者ハ、自己ノ車輛ノ速度

ニ應ジテ自己ノ車輛ヲ適時ニ停止セシムベキ速度ニテ運行スペシ。之ハ、特ニ展望ノ利カザル地點及平面交叉ノ地點ニ於イテ行フベキトスル。主要道路(第十三條参照)へ曲折シ又ハ之ヲ横断セントスル者ハ、適度ノ速度ヲ保ツベシ。

(二) 軌道車輛ノ停車場ニテ、旅客が車道上ニ於イテ乘降スル場合、車輛ハ適當ナル速度ニテ旅客ニ傷害ヲ與ヘザル間隔ヲ保チテ通過スペシ。但シ必要ニ應ジテ、車輛運轉者ハ停止スペキモノトス。

(ア) 高タルヲ得ズ。展望ノ利カザル地點ニ於ケル追越しハ禁止ス。該規則ハ、又一方交通道路ニモ適用セラルモノトス。  
(イ) 避讓ノ不可能ナル場合、事情ニ因リテ逆戻リヲ最モ早ク必要トセラル、車輛運轉者ガ之ヲ行フベキモノトス。

(ミ) 一種ノ交通ニノミ限定サレタル總ベテノ道路及鋪装又ハ鋪装サレザル車線(夏季専用道路—Sommerweg)  
ハ、避讓及追越しニ於イテハ獨立道路トシテ適用ヲ受クルモノトス。

(イ) 方向變更及停車ノ表示ノ爲メノ機械裝置ガ自動車及路面電車ニ對シ、規定サレタル限り、車輛運轉者ハ此ノ裝置ヲ使用スベシ。但シ一時的ナル混亂ガ生ジタル時、他ノ適當ナル方法ニ依リテ表示ヲ行フベシ。  
適時ニ明示セザルベカラズ。之ハ歩道ニ於ケル歩行者ニハ適用サレザルモノトス。此ノ表示ハ必要ナル注意ヲ以ツテ行フベシ。

## 第十一條

### 警戒ノ合圖

(四) 軌道車輛ノ避讓及追越しハ右側ニ於イテ行フモノトス。軌道車輛ト車線端トノ間ニ於ケル空間ガ之ヲ許サムル場合ハ左側ニ於イテ避讓及追越しヲ爲シ得ルモノトス。  
一方交通道路ニ於イテハ、軌道車輛ヲ右側又ハ左側ニ於イテモ追越し得ルモノトス。

## 第十一條

### 運行方向ノ變更ト停止ノ表示

(一) 運行方向ヲ變更シ又ハ停車セントスル者ハ、之ヲ

(二) 車輛運轉者ハ、警報ニ依リテ危險ニ臨タル交通關係者ニ對シ自己ノ車輛ノ接近ノ注意ヲ與フベシ。警報ヲ出スコトヲ禁ズ。追越しノ意圖ハ警報ニ依リテ告知シ得ルモノトス。

(三) 警報ニハ音響ヲ使用スルコトヲ得ルモノトス。音響ノ代リニ、闇夜ニ於イテハ、前角燈ヲ寸時強度ニ照ラシテ燈火信號ヲ與ヘルコトヲ得ルモ、此信號ガ明白ニ認知サ

レ、之ニ依リテ他ノ交通關係者ヲ眩惑セザルコトヲ要ス。

ヨリ來ル者が先行スルモノトス。自動車及機械力ニ依リテ

### 第十三條

#### 先行

(一) 道路ノ交叉點及接續點ニ於イテハ、主要道路ノ使用者ハ先行スルモノトス。主要道路トハ次ノ如キ道路ヲ謂フ。

運行スル車輛ハ他ノ交通關係者ニ先行スルモノトス。自動車及軌道車輛間ニ於ケル先行ニ關シテハ同等トス。

(二) 第一項及第二項ノ先行規定ハ、警官ノ合圖又ハ色彩信號ニ依リテ別個ノ規則ガ夫レ夫レ嚴守セラル、場合

ハ、適用セラル、コトナシ。

(a) 番號標識（施設第一・第四十四圖参照）及「長距離運輸ノ爲メノ環狀道路又ハ集合道路」ノ標識（施設第一・第四十五圖）ニ依リテ標示サレタル國道（都市通過道路ヲ含ム）

(四) 同一道路上ニテ行ハル、交通方向ヲ横切ラントスル者ハ、方向ヲ變更スルコトナク反對ヨリ來ル總ベテノ車輛ヲ、交叉點及接續點ニ於イテモ先行セシムベシ。此ノ場合、若干ノ分離車線ヲ有スル道路モ右ト同一ノ適用ヲ受クルモノトス。

(b) 頂角ニテ立テル四角形（施設第一・第五十二圖）

ニテ標示サレタル主要道路

(c) 更ニ總ベテノ交叉點及接續點ニ於イテ、接續シ又

ハ交叉セントスル道路ニ設ケラレタル三角形ノ頂角ニ

立テル標識ノ「主要道路上ノ先行ニ注意セヨ」（施設第

車列

### 第十四條

(五) 他ノ規則ニ基ヅケル軌道ノ特權ハ交叉點ニ於イテ侵サル、コトナキモノトス。

(一) 第三十圖ノ字句ニ依リテ表示サレタル道路合、該車列ハ貨物自動車ニ於イテハ五〇米以下、荷馬車ニ

密集地域ヲ除キ、貨物車輛ガ車列ヲ形成シテ進行スル場

於イテハ二十五米以下トス。車列間ノ間隔ニハ尠クトモ右ト同一ノ長サヲ保ツベシ。

二、展望ノ利カザル狭隘ナル地點並ニ道路屈曲ノ強度ナル同ノ長サヲ保ツベシ。

ル地點

## 第十五條 停 車

(一) 車輛ノ運轉者ハ、交通ヲ妨害シ之ニ危険ヲ與ヘザルヤウ停車スベシ。

(二) 車輛ノ停車ハ、交通方向ノ右側ニ於イテノミ行フモノトス。但シ右側ニ軌道ノ敷設アル場合ハ左側ニ於イテ停車ヲ爲シ得ルモノトス。

(三) 一方交通道路ニ於イテハ左右兩側ニ於イテ停車シ得ルモノトス。

三、交叉點又ハ接續點及公的交通機關ノ停車場標識ノアル前後十米以内ノ地點

四、安全地帶

五、區劃土地ノ出入口前

六、道路ノ三線又ハ夫レ以上ニ分離セル車線ノ中央地帶

七、軌道車輛ハ除外シ軌道ノ運輸區間内

(一) 道路ノ駐車場トシテ許可サレタル土地以外ノ公的駐車場ハ、交通警察署ノ公的駐車場標識(施設第一・第三十三圖)ニ依リテ指示サレタル土地ノミトス。

## 第十六條 駐 車

### 駐 車

### 出 入 路

(一) 駐車ハ(乗降及荷積ミ又ハ荷卸シノ爲メノ駐車ニ非ザル限り)以下ノ地點ニ於イテ行フヲ得ズ。

一、公的標識(施設第一・第二十二圖、第二十三圖及第

三十圖)ニ依リ明確ニ禁止サレタル場所

(一) 道路上ノ交通關係者ニ或ル地點ノ出入路ヲ知ラシ

(一) 車輛ヲ或ル地點へ又ハ或地點カラ運行セシメル時、車輛運轉者ハ道路交通ニ危険ヲ與ヘザルヤウ行動スベシ。

メル私的標識ノ設置ハ禁止ス。

脇ヨリ突出スルヲ禁ズ。

### 第十八條

#### 貨物ノ積ミ卸シ

(一) 道路上ニテ車輛ニ貨物ヲ積ミ込み、又ハ卸シ得ル場合ハ、特別ナル困難ヲ惹起セズシテ之ヲ行ヒ得ル時ニ限ルモノトス。

(二) 道路上ニ於ケル荷積及荷卸シハ遲滞ナク行フベシ。

### 第十九條

#### 車輛ノ積荷

(一) 車輛ノ積荷ハ、何人ニモ危害ヲ加ヘズ又ハ不可抗力以上ニ障害ヲ與ヘザルヤウ荷造リヲ爲スベシ。車輛ノ運行保全ハ積荷ニ依リ害セラルコトヲ得ズ。之ハ旅客ノ運輸ニ於イテモ、旅客ノ宿泊及旅行中ノ彼等ノ行動ニ對シテ適用サレルモノトス。

(二) 積荷ノ幅員ハ二・五〇米以上ニ達スベカラズ、總ユル棒及柱並ニ水平ニ積マレタル板、其ノ他汚穢ナル物ノ

(三) 積荷ガ後方へ突出セル場合ハ、其レノ先端ヲ、勘クトモ縦横二〇粂大ノ赤色旗、闇夜及濃霧ノ際ニハ勘クトモ赤色燈ニ依リテ明示スベシ。旗及燈ハ地上ヨリ一二五粂以上ノ高サニ設置スルヲ得ズ。若シ積荷ニ自體ニ之ヲ爲シ得ザル場合ハ、前記ノ高サニテ設置ニ適當ナル措置ヲ講ズ

ベシ。

(四) 車輛及積荷ノ長サハ、合セテ一二二米、高サハ四米ヲ超過スルヲ得ズ。

(五) 積荷ニ許可サレタル幅員及長サノ規定ハ農業及林業生産物ニハ適用セラルコトナシ。

### 第二十條

#### 車輛ノ放置

(一) 車輛ノ放置ニ當リテハ、車輛運轉者ハ事故及交通妨害ヲ回避スル爲メ適當ナル措置ヲ講ズベシ。

(二) 荷車ニ對シテハ特ニ第三十二條、貨物自動車ニ對シテハ第三十五條ガ適用サレルモノトス。